

# 外貨建保険の販売会社における 比較可能な共通KPIを用いた分析

<対象：主要行等9先、地域金融機関25先>

2022年1月18日  
金 融 庁



# 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPIの概要

- 金融事業者の選択にあたっては、各事業者が独自に設定・公表する自主的なKPIに加え、他の事業者と比較して、長期的にリスクや販売手数料等のコストに見合ったリターンが確保できているかを見るのが有益であると考えられることから、金融庁は、**共通の定義に基づく比較可能な共通KPIとして、外貨建保険に関して、次の2つの指標を導入することとする。**

## ①運用評価別顧客比率

## ②銘柄別コスト・リターン

- 「**①運用評価別顧客比率**」は、基準日に外貨建保険を保有している各顧客について、購入時以降のリターン(定義については次頁を参照)を算出し、全顧客を100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したものである(注1)。
- 「**②銘柄別コスト・リターン**」は、外貨建保険の各銘柄について、平均コスト(各契約について、保険会社が支払う代理店手数料のうち、新契約手数料率と継続手数料率を年率換算)と平均リターン(各契約の購入時以降のリターンを年率換算)をプロットしたものである。
- 共通KPIについては投資信託でも既に導入されており、上記①②については、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、投資信託の共通KPIと同様の基準で定義したものである(注2)。
- ただし、**保険は投資信託とは異なり保障機能を有するものの、上記①②のリターンには同機能が反映されていない。したがって、リターンのみをもって投資信託と単純に比較することは必ずしも適切ではないことに留意が必要である。**そこで、各事業者が外貨建保険の共通KPIを公表するに当たっては、この点も含めた保険商品としての特徴について、次のとおり定性的に記載することとする。

- ✓ 外貨建保険は、保障と運用を兼ねており、満期や死亡の際には保険金が支払われます。解約時には解約返戻金が支払われますが、保険商品は長期保有を前提としており、特に、契約後の早い段階に解約した場合に受け取る解約返戻金は、一定額の解約控除等により、一時払保険料を下回る場合があります。
- ✓ 解約返戻金は基準日時点の為替レートで円貨換算しており、満期まで保有した場合や、外貨で受け取る場合の評価とは異なります。

(注1)ただし、顧客が複数の契約に加入している場合は、複数の顧客とみなす。

(注2)「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI」では、①運用損益別顧客比率、②預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③預り残高上位20銘柄のリスク・リターンの3つの指標が導入されている。外貨建保険の運用評価別顧客比率は上記①と、外貨建保険の銘柄別コスト・リターンは、上記②と同様の基準で定義する。なお、投資信託の③預り残高上位20銘柄のリスク・リターンについては、外貨建保険では金融事業者が算出に必要なデータの蓄積がなされていないこと等、検討すべき課題を有するため、現時点で同様の基準で定義した共通KPIの導入は見送り、今後検討を進めていく。

# 外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPIの定義

## ① 運用評価別顧客比率

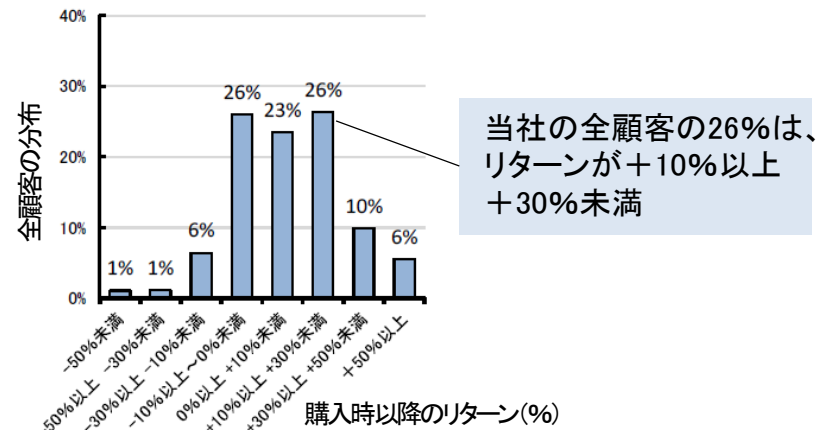
基準日に外貨建保険を保有している各顧客について、購入時以降のリターンを算出し、全顧客を100%とした場合のリターン別の顧客分布を示したもの。

$$\text{購入時以降のリターン(\%)} = \frac{\text{基準日の解約返戻金額} + \text{基準日の既支払金額} - \text{契約時点の一時払保険料(いずれも円換算)}}{\text{契約時点の一時払保険料(円換算)}}$$

### 【参考】投資信託の運用損益別顧客比率の定義

$$\text{購入時以降のリターン(\%)} = \frac{\text{基準日の評価金額} + \text{累計分配金額} - \text{購入金額(手数料込)}}{\text{基準日の評価金額}}$$

### 【公表イメージ(実際の結果とは異なる)】



(出典)「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIにおける定義のイメージ図」

## ② 銘柄別コスト・リターン

外貨建保険の各銘柄について、平均コスト(※1)と平均リターン(※2)をプロットしたもの(最大20銘柄)。

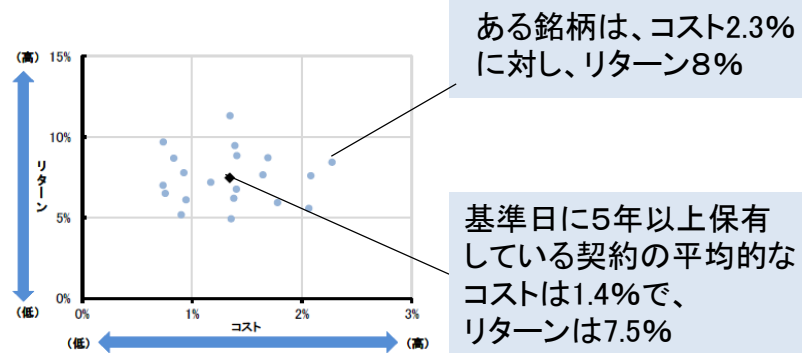
(※1) 基準日に5年以上保有している契約について、各契約の新契約手数料率と継続手数料率(支払累計)の合計値を契約期間(経過月数)で年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均

(※2) 基準日に5年以上保有している契約について、各契約の契約時点の一時払保険料に対する、基準日時点の解約返戻金額+基準日までの既支払金額の増加率を年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均

### 【参考】投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターンの定義

預り資産残高上位20銘柄について、コスト(販売手数料率の1/5と信託報酬率の合計値)とトータルリターン(過去5年間の基準価額の月次騰落率を年率換算)をプロットしたもの。

### 【公表イメージ(実際の結果とは異なる)】



(出典)投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIにおける定義のイメージ図

(注1) ①、②の詳細な定義については、[こちら](#)を参照。

(注2) 投資信託の共通KPIで定義している「預り残高上位20銘柄のリスク・リターン」については、外貨建保険では金融事業者が算出に必要なデータの蓄積がなされていないこと等、検討すべき課題を有するため、現時点で同様の基準で定義した共通KPIの導入は見送り、今後検討を進めていく。

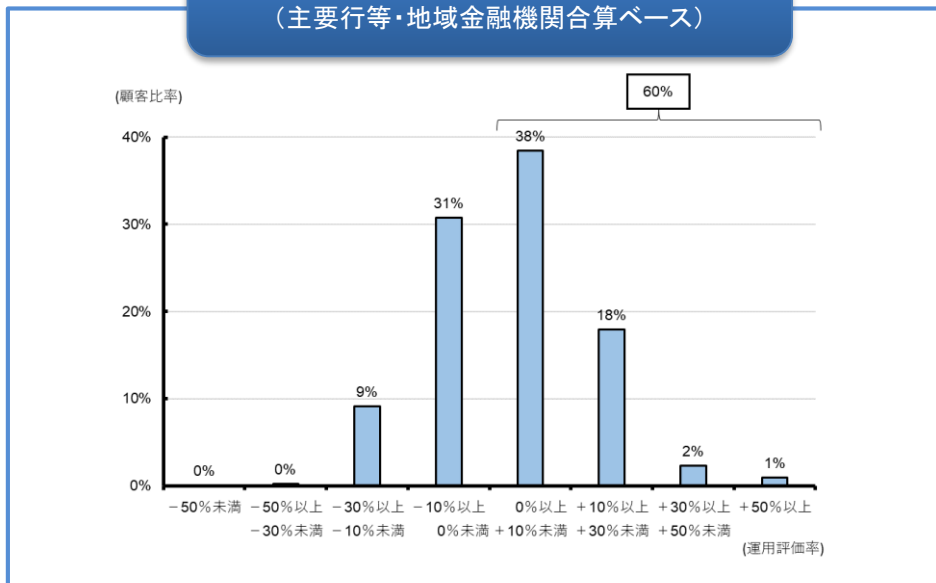
(注3) 保障性を有することや長期保有を前提とする等の保険商品としての特徴については、次のとおり定性的に記載する。

- ・外貨建保険は、保障と運用を兼ねており、満期や死亡の際には保険金が支払われます。解約時には解約返戻金が支払われますが、保険商品は長期保有を前提としており、特に、契約後の早い段階に解約した場合に受け取る解約返戻金は、一定額の解約控除等により、一時払保険料を下回る場合があります。
- ・解約返戻金は基準日時点の為替レートで円貨換算しており、満期まで保有した場合や、外貨で受け取る場合の評価とは異なります。

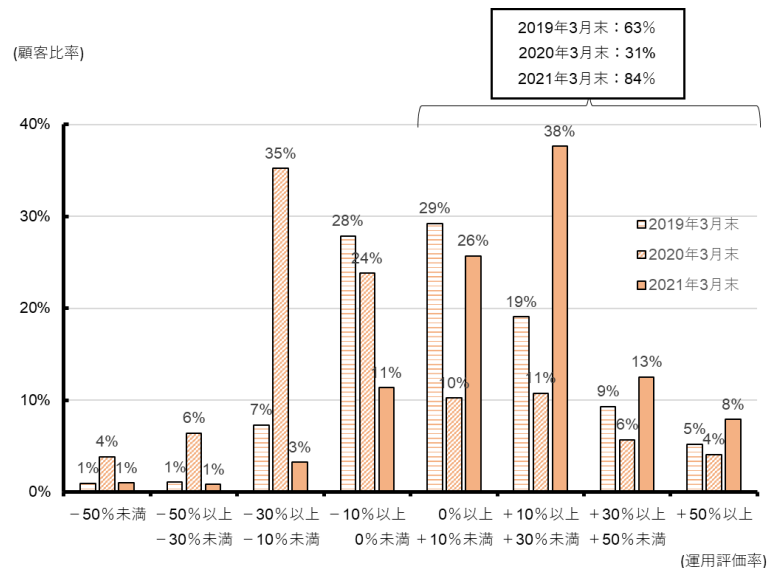
# ① 運用評価別顧客比率

- 販売会社がどれくらいのリターンを個々の顧客に提供しているかについて、外貨建保険を保有している顧客の基準日時点の運用評価を算出した**運用評価別顧客比率**を見ると、主要行等9先・地域金融機関25先合算ベースで、**60%の顧客の運用評価率がプラス**である一方、**40%の顧客の運用評価率がマイナス**。一方、投資信託では直近の21年3月は株式市場の高騰等により84%がプラスとなっているが、20年3月は31%がプラスで69%がマイナス、19年3月は63%がプラスで37%がマイナスであった。
- 外貨建保険は主として外国債券で運用していることから、比較的ばらつきが少なく、**運用評価率が-10%以上から+10%未満の顧客の割合が69%と多数を占める**。一方で、投資信託では-30%未満や+30%以上の顧客が相対的に多く存在する。
- なお、外貨建保険は死亡保障などの保障機能を有しているが、本比率ではこのような保障機能が反映されておらず、**投資信託といずれが顧客に有利かを本比率でもって単純に比較することは必ずしも適切ではない**ことに留意が必要である。

外貨建保険の運用評価別顧客比率  
(主要行等・地域金融機関合算ベース)



【参考】投資信託の運用損益別顧客比率



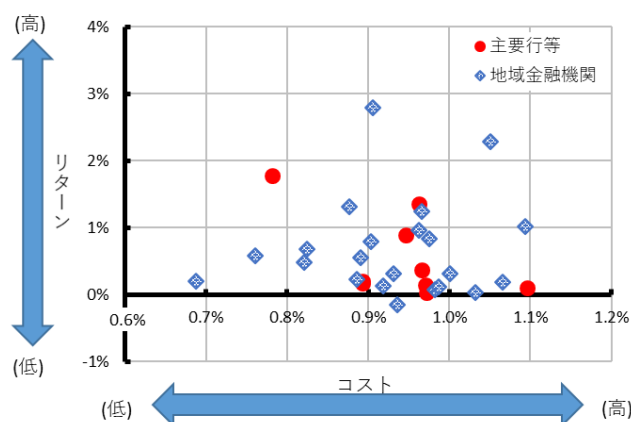
(注1) 当該分析結果は一部金融機関の数値をまとめたものであり、金融機関全体の実態を反映したものではない。  
 (注2) 外貨建保険の基準日は販売会社により異なり、21年6~11月末のいずれか。投資信託では18年6月から共通KPIを公表しており、直近3ヵ年分について掲載(外貨建保険はデータ制約により直近1ヵ年分を記載)。(注3) 外貨建保険、投資信託いずれも同じ主要行等9先、地域金融機関(地銀・信金)25先について集計。各先の運用評価率の区分ごとの割合を単純平均して算出。  
 (注4) 運用評価率は、基準日の解約返戻金額+基準日の既支払金額-契約時点の一時払保険料を、契約時点の一時払保険料で除して算出。  
 (注5) 投資信託の分析結果については、ファンドラップは含まない。  
 (注6) ①外貨建保険の「運用評価別顧客比率」と②投資信託の「運用損益別顧客比率」については、一部定義が異なる。①の詳細な定義は[こちら](#)、②の詳細な定義は[こちら](#)を参照。(資料)金融庁

## ② 銘柄別コスト・リターン

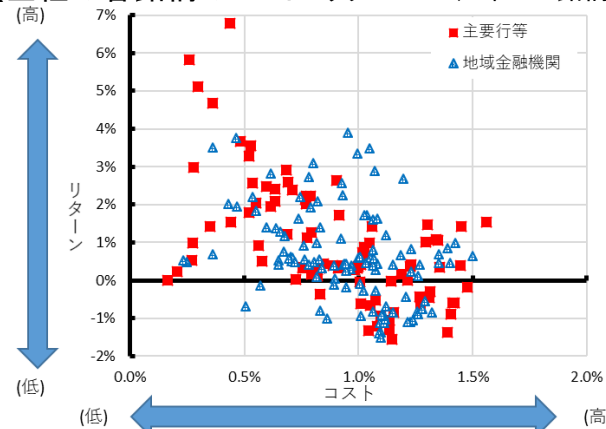
- 各販売会社の外貨建保険のうち契約日から5年以上経過した外貨建保険について、コスト・リターンを検証したところ、各社の全銘柄加重平均値については、両者に明瞭な関係は認められない。
- 一方、全社の銘柄別にみると、むしろコストの上昇に伴いリターンは一定程度下落する傾向が見られた。外貨建保険においては、早期に解約するほど解約控除が大きくなる場合が多いため、契約期間が長いほど1年あたりリターンが高くなる傾向にある。加えて、契約期間が長いほど1年あたりの代理店手数料率は小さくなるため、コストも低くなる傾向がある。すなわち、契約期間の長短が上記関係に影響している要因と考えられる※。
- なお、外貨建保険のコスト・リターンについては、保険会社が販売代理店に支払う代理店手数料率をコストとしている一方、投資信託のコスト・リターンについては、顧客が負担する販売手数料率及び信託報酬率をコストとしていることから、投資信託とコスト同士で比較することは適切でないことに留意が必要である。

各販売会社における  
外貨建保険のコスト・リターン

【各社のコスト・リターン】



【全社の各銘柄のコスト・リターン (上位200銘柄)】



※各社の全銘柄加重平均値について同様の傾向が見られない理由としては、各社ともに外貨建保険の販売開始時期や販売量の推移に大きな差がなく、各社ごとの平均的な契約期間の長短に差が生じなかったためと推測される

(注1) 当該分析結果は一部金融機関の数値をまとめたものであり、金融機関全体の実態を反映したものではありません。(注2) 基準日は販売会社により異なり、21年6～11月末のいずれかとしている。

(注3) 主要行等9先、地域金融機関(地銀・信金)25先を集計。ただしこのうち、5年以上保有している外貨建保険がないまたは僅少のため集計対象外としている先もある。

(注4) 「各社のコスト・リターン」については、各社について、各銘柄のコスト・リターンを(基準日時点の解約返戻金額+基準日までの既支払金額)<sup>(\*)</sup>で加重平均したもの(各社の対象銘柄は、(\*)の順で最大20銘柄)。また、「全社の各銘柄のコスト・リターン」については、全社・全銘柄のコスト・リターンのうち、(\*)の順で上位200銘柄に該当するものを抽出したもの。

(注5) 各銘柄のコストは、基準日に5年以上保有している契約について、各契約の新契約手数料率と継続手数料率(支払累計)の合計値を契約期間(経過月数)で年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均したもの。各銘柄のリターンは、基準日に5年以上保有している契約について、各契約の契約時点の一時払保険料に対する(\*)の増加率を年率換算したものを、各契約の一時払保険料で加重平均したもの。

(注6) ①外貨建保険の「銘柄別コスト・リターン」と②投資信託の「預り残高上位20銘柄のコスト・リターン」については、一部定義が異なる。①の詳細な定義は[こちら](#)、②の詳細な定義は[こちら](#)を参照。

(資料) 金融庁